

業務管理体制の整備に関する届出 ▶介護法115の32・115の33・115の

34、介護規140の39・140の40・140の41・140の42

介護サービス事業者は、次に掲げる区分に応じ、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければなりません。

区分	届出先
①②および③以外の介護サービス事業者	都道府県知事
②地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、すべての事業者が1つの市町村に所在するもの	市町村長
③事業所または当該指定もしくは許可に係る施設が2つ以上の都道府県に所在する介護サービス事業者	厚生労働大臣

届け出る事項は、次のとおりです。

①事業者の名称または氏名、主たる事業所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名
②法令遵守責任者の氏名および生年月日
③業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 (事業所または施設の数が20以上の事業者の場合に限ります。)
④業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所または施設の数が100以上の事業者の場合に限ります。）

届出を受けた厚生労働大臣等は、必要があれば、介護サービス事業者に対し、報告もしくは帳簿書類の提出・提示を命じ、従業者に出頭を求めたり、関係者に質問したり、施設や事務所など関係のある場所に立ち入るなどして、検査させることができます。

また、適正な業務管理体制が整備されていないとき、届出を受けた厚生労働大臣等は、介護サービス事業者に対して次のようなプロセスで勧告・命令等を行うことができます。

- ①期限を定めて業務管理体制を整備すべきことを勧告することができます。
- ②期間内に①に従わなかったときは、その旨を公表することができます。
- ③正当な理由がなく①に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、①に係る措置をとるべきことを命ずることができます。そして、命令をした場合、その旨を公示しなければなりません。
- ④③の命令に違反したときは、違反の内容を当該介護サービス事業者の指定もしくは許可を行った都道府県知事または指定を行った市町村長に通知しなければなりません。

〔参考〕 ⇨ 業務管理体制の整備

【た】

第三者行為求償事務の委託 ▶高齢医療法58、高齢医療規29

市町村長は、損害賠償請求権に係る損害賠償金の徴収または収納の事務を国保連合会（損害賠償金の徴収または収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置している国保連合会）に委託することができます。

〔参考〕 ⇨ 損害賠償請求権、第三者の行為による被害の届出

第三者の行為による被害の届出 ▶高齢医療規46・53・71

療養の給付に係る事由または入院時食事療養費、入院時生活療養費もしくは保険外併用療養費の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者は、遅滞なく、届出に係る事実、第三者の氏名および住所または居所（氏名または住所もしくは居所が明らかでないときは、その旨）、被害の状況を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければなりません。この規定は、訪問看護療養費の支給、高額療養費の支給についても準用されます。

〔参考〕 ⇨ 損害賠償請求権、第三者行為求償事務の委託

大腸がん検診 ▶平19・7・31事務連絡

大腸がんは近年増加傾向にあり、将来的にはがん患者数の1位を占めるものと推計されています。大腸がんは、早期に発見すれば治癒し、死亡率を減少させることができます。大腸がん検診の目的は、検診の実施によりがんの早期発見をすることです。

大腸がん検診の実施 ▶平19・7・31事務連絡

市町村は、保健所、地域医師会、検診実施機関等関係者と十分協議の上、地域医療機関の大腸精密検査対応能力を勘案し、検診計画を策定します。生活習慣病検診等管理指導協議会大腸がん部会は、市町村が策定した検診計画について、円滑実施のため、医師会等他団体と広域的な調整を行います。

大腸がん検診の検診項目は、問診および便潜血検査です。検診の実施に当たっては、精密検査の実施体制が整っていることが要件となります。なお、精密検査は、原則として全大腸内視鏡検査またはS状結腸内視鏡検査および注腸エックス線検査（二重造影法）です。

検診の結果は、「便潜血陰性」と「要精検」に区分されます。検査結果は、精密検査の必要性を含め、速やかに受診者に通知されます。

【そ】

措置の解除に係る説明等 ▶老福法12、老福規1の8、平6・9・30老

計128

市町村は、居宅における介護等および老人ホームへの入所等の措置を解除しようとするときには、あらかじめ、当該措置に係る者に対して、解除の理由について説明するとともに、その意見を聽かなければなりません。ただし、当該措置に係る者から解除の申出があった場合、あるいは市町村の区域または福祉事務所の所管区域を超えて他の区域または所管区域に居住地を移した場合においては、この限りではありません。

〔参考〕 □居宅における介護等の措置、老人ホームへの入所等の措置の解除に係る説明等の通知、措置の解除の決定に関する事項

措置の解除に係る説明等の通知 ▶平6・9・27厚令62、平6・9・30

老計130

市町村長または福祉事務所長は、措置の解除に係る説明等を行うに当たって、あらかじめ相手方に対し、説明等の期日および場所、予定される措置の解除の内容および理由を通知しなければなりません。通知の際には、その内容について意見を述べられることや、説明等の期日への出頭に代えて意見書を提出することができる旨を教示しなければなりません。また、説明等の通知はあくまでも行政庁の行為であることから、ホームヘルパーや施設の職員等に依頼して行うこととは不適当とされています。

なお、相手方の所在が判明しない場合には、当該行政庁の事

務所の掲示場にその通知の内容を2週間を超えて掲示することにより、通知に代えることができます。

〔参考〕 □措置の解除に係る説明等、措置の解除の決定に関する事項

措置の解除の決定に関する事項 ►平6・9・27厚令62、平6・9・30

老計130

市町村長または福祉事務所長は、措置の解除を決定するときには、措置の解除に係る説明等の経過を記載した調書の内容を十分に参酌してなければなりません。なお、説明等を行う趣旨は、公正の確保、利用者の利益の保護にあります。参酌とは単に相手方の意向に合わせるという意味ではありません。

また、説明等の経過を記載した調書には、次の事項が含まれます。

①説明等の件名
②説明等の期日および場所
③担当職員の氏名および職名
④説明等に出頭した当事者およびその代理人
⑤説明等に出頭しなかった当事者および当該当事者については、出頭しなかったことについての正当な理由の有無
⑥担当職員の説明ならびに当事者およびその代理人の意見の要旨
⑦その他参考となる事項

〔参考〕 □措置の解除に係る説明等の通知